

## Topics

## 中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

### ☆《国家税務総局 コストシェアリング契約に係る管理の規範化に関する公告》の解説（国家税務総局公告，2015年第45号，2015年6月16日発布）

《国务院による非行政許可審査事項の取消に関する決定》（国発〔2015〕27号）の徹底及びコストシェアリング契約の管理の規範化を目的として，《コストシェアリング契約に係る管理の規範化に関する公告》（以下，公告）が発布された。解説は以下のとおりである。

一、企業が関連当事者とコストシェアリング契約を締結（変更）した際、税務機関に提出すべき資料にはどういったものがあるのか。

企業は、その関連当事者とコストシェアリング契約を締結してから30日以内に、主管税務機関に対し、コストシェアリング契約に関する書面の写しを提出しなければならない。企業とその関連当事者間でのコストシェアリング契約の締結（変更）は、その関連当事者との間に関連者取引が発生したことを意味する。したがって、同契約が履行されたかどうかにかかわらず、年度企業所得税納税申告の際には、関連当事者間取引に係る状況についての《中華人民共和国企業年度関連者取引報告書》を添付しなければならない。

二、企業がコストシェアリング契約を履行するに際し、税務機関の審査は必要なのか。

企業がコストシェアリング契約を履行する際、税務機関の審査は不要である。税務機関は、基本的

に、コストシェアリング契約の事後管理をまず強化する。この場合において、そのコストシェアリング契約が独立企業間取引の原則と応益負担の原則にのっとっていない場合には、特別納税調査を実施する。

三、企業のコストシェアリング契約履行期間中、補足調整は必要なのか。

コストシェアリング契約の履行期間中、契約参加者が実際に享受した収益と負担したコストが応益負担の原則にそぐわない場合は、実際の状況に基づき調整が必要である。契約参加者が調整を行わない場合、税務機関が特別納税調整を実施する。

四、本公告の施行時期はいつか。

本公告は2015年7月16日より施行する。同時に，《特別納税調整実施弁法（試行）》（国税発〔2009〕2号）第六十九条を廃止する。

### ☆《国家税務総局 提出期限後における輸出税還付（免税）申請の延期に関する公告》の解説（国家税務総局公告，2015年第44号，2015年6月11日発布）

国民の利便性に貢献するための税務業務を行う活動（「便民办税春风行動」）を徹底し、輸出税還付サービスの向上を引き続き行うのと同時に、納税者の輸出税還付問題を解決するため、国家税務総局は《国家税務総局 期限経過後の輸出税還付（免税）申請に係る申請延期に関する公告》（以下，公告）を発布した。その解説は以下のとおりである。

一、《公告》の主な内容

(一) 輸出企業もしくは団体（以下，「輸出企業等」という。）がやむを得ない事情により輸出税還付（免税）申請証書を収集できなかったため、規定

の期限内に税還付（免税）申請をすることができなかった場合において、主管税務機関にその提出期限の延期の申請を行わなかったときは、2015年7月31日以前にその事実を証する資料を提出する

## Topics

ことにより、その主管税務機関に延期申請を行うことができる。その延期申請について輸出税還付（免税）審査の承認を得た場合には、その輸出企業等はその期限後において税還付（免税）申請を行うことができる。

やむを得ない事情についての具体的な内容は次のとおりである。

1. 自然災害や社会的な突発性事故等、不可抗力的な要因による事実が発生した場合
2. 輸出税（免税）還付申請証書の窃盗または郵送時の喪失もしくは誤送が生じた場合
3. 司法機関や行政機関による業務または審査の過程における輸出税還付（免税）申請証書の差し押さえが行われた場合
4. 売買双方の経済的なトラブルにより輸出税還付（免税）申請証書を規定期間中に取得できない場合
5. 企業の税務担当者が死傷もしくは突発性の病状または自主退職により、引き継ぎ業務が行うことができなくなり、結果、規定の期間内に輸出税還付（免税）証明書が提出できなかった場合
6. 税関において輸出貨物申請証の修正を行う際、還付（免税）期限内にその修正が完了しなかった

ため、輸出貨物申請証の提出が期限までに間に合わなかった場合

7. 政府関連部門が輸出税還付（免税）申請期限後において輸出税還付（免税）申請に必要な資料を提供した場合

(二) 政府機構の簡素化を促し、権限委譲（「簡政放権」）を徹底するため、次の事項を規定した。

- ・輸出税還付（免税）延期申請の審査を、省級国家税務局から輸出税還付（免税）審査権限をもつ下級の国家税務局に移譲すること
- ・上記の審査業務を、企業からの申請書受理日より20日以内に完成すること

更に、権限移譲と管理のバランス（「放管結合」）を適切に保つため、省級国家税務局は、延期申請を厳重に監督し、承認済みの申請につき、必要に応じて抜き取り調査を実施する等の措置に関しても規定した。

二、《公告》の執行時期

《公告》はその発布日より施行される。発布日以後、輸出企業等から主管税務機関に対して提出された輸出税還付（免税）延期申請について適用する。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下，「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下，「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。